

(別紙 1)

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和8年度 使用済小型電子機器等C再資源化業務 (引渡契約)

### 2 業務の目的

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。) 第5条第1項に基づき、下関市民が排出する使用済小型電子機器等のうち次項で示す引渡対象の小型家電を適切に再資源化することを目的として行うものである。

### 3 引渡対象の小型家電

引渡対象の小型家電 (以下「小型家電」という。) は、小型家電リサイクル法に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令 (平成25年政令第45号。) 第1条に規定された制度対象品目のうち次に掲げるものを除いたものとする。(若干の異物は含まれる。)

ア 使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン (平成25年3月) において指定する特定対象品目

イ 電気カーペット、電気毛布等、マッサージチェア

### 4 業務内容

(1) 下関市 (以下「甲」という。) と引渡契約を締結した者 (以下「乙」という。) は、小型家電リサイクル法に基づき、甲が回収した小型家電を甲から引き取る。

(2) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2特記仕様書 (環境編簡易) のとおりとする。

### 5 契約の種別

単価契約 (1キログラム当たりの単価)

### 6 引渡期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 7 引渡対象

甲は、次に掲げる場所に集積した小型家電を引渡対象とする。

ア 下関市リサイクルプラザ (以下「プラザ」という。) 処理棟に搬入され、処理棟プラットホーム棟内の指定場所に集積する小型家電。

イ 吉母管理場内の指定場所に集積する小型家電。

ウ クリーンセンター響 (以下「響」という。) の指定場所に集積する小型家電。

### 8 推定引渡重量

小型家電の推定引渡重量は161, 200キログラムとする。ただし、推定引渡重量は、推定の重量であり、引渡重量を保障するものでない。

## 9 引渡し の 頻度

乙は甲の要請を受けて、随時引き取るものとする。

## 10 引渡場所

プラザ（下関市古屋町一丁目18番1号）の指定場所

吉母管理場（下関市大字吉母字舟頭10332番地1）の指定場所

響（下関市豊浦町大字宇賀13528番地12）の指定場所

## 11 搬出車両

(1) 乙は、小型家電及び小型家電用保管容器類を安全に積込み及び搬出できる車両を使用すること。

(2) 上記車両については、各施設で対応可能な寸法の車両を使用すること。

## 12 引渡し の 方法

事前に、乙と甲の職員の間で引渡日及び時間帯を協議する。

車両への小型家電の積込みは、各引渡場所の職員（以下「施設職員」という。）の指示の下、乙が自ら行う。

なお、施設職員がフォークリフト等重機で積込み可能な場合、必要に応じ、施設職員が重機を運転して、小型家電の積込みに協力する。

小型家電を乙が搬出車両に積載終了した時点をもって、管理責任は乙に移行する。

## 13 引渡し に 係 る 費 用

小型家電の搬出・運搬等の契約の履行に要する費用は、乙が全て負担すること。

なお、乙は、響・吉母管理場における小型家電の保管、積込み及び搬出に使用するための保管容器類を各施設に持ち込むことができるが、これに要する費用は、乙が全て負担すること。

また、乙が持ち込む保管容器類については、乙が甲に無償で貸与すること。

## 14 計量

計量については、各引渡場所に設置してある、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量機を使用する。

計量完了及び施設職員による重量の確認後、積載した小型家電を搬出するものとする。

## 15 引渡重量の算出方法

車両の搬入時・搬出時の計2回計量によって得られた重量の差（正味重量）より保管容器類の重量を除いたものを小型家電の引渡重量とする。

なお、乙が持ち込む保管容器類については、甲の職員及び乙立会いの上、保管容器類の計量を行い、計量で得られた重量を基に協議をして、調整方法を決定する。

ただし、2回目以降同型容器を使用する場合は、協議して、調整方法を決定する。

## 16 所有権の移転

小型家電の所有権は、小型家電を運搬車両に積込み計量を終えたときをもって甲か

ら乙に移転するものとする。

#### 1.7 契約不適合責任

乙は、この契約締結後、小型家電が数量等に関してこの契約の内容に適合していないことを発見しても、履行の追完の請求、代金の減額請求、損額賠償の請求及びこの契約の解除をすることができない。

#### 1.8 小型家電の代金等

##### (1) 有償引渡の場合

小型家電の有償引渡（売却）代金（以下「売却代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、決定単価（正数。以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた小型家電の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位）を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）を加算した額とする。

そして、乙は、甲の発行する納入通知書により売却代金を指定日までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに売却代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

##### (2) 逆有償引渡の場合

小型家電の引渡代金（以下「引渡代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、乙から引取り完了等の報告を受け、乙の施設への引取りの履行を確認した後、請求により30日以内に引渡代金を支払うものとする。

引渡代金の支払額は、決定単価（負の数。以下「引渡単価」という。）の絶対値に引渡しを行った小型家電の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位）を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）を加算した額とする。

なお、当該契約期間内の引渡単価の変更は行わないものとする。

#### 1.9 引渡し後の取扱い

乙は、甲より引渡しされた小型家電を全量、再資源化事業計画に基づき適切に再資源化を行うこと。そして、再資源化処理過程で発生した廃棄物については、関係法令等を遵守し、乙の責任において適正に処理すること。また、契約年度における使用済小型電子機器等の総処理実績について、実績把握後すみやかに報告するものとする。

#### 2.0 実地調査等

甲は、必要があると認めるときは、再資源化の状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

## 2 1 その他

- (1) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。
- (2) 小型家電の引渡場所からの搬出・運搬は、乙の責任の下で行うものとする。  
運搬中に事故が発生した場合においても、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (3) 業務を行うに当たっては、小型家電リサイクル法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) この仕様書等に定める甲への報告書等には消せるボールペンを使用しないこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。